

茨木市立中津小学校PTA規約

第1章 総 則

(名称・事務所)

第1条 本会は、茨木市立中津小学校PTAと称し、事務所を中津小学校におく。

(目的)

第2条 本会は、次の事項を目的とする。

1. 会員は、たがいに協力して、家庭と学校との関係を緊密にし、児童の福祉を増進する。
2. 家庭・社会生活の文化的水準を高め、民主教育に対する理解を深める。

(諸活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の方針により会務を遂行する。

1. 教育を本旨とする民主的団体として活動する。
2. 児童憲章の精神に則して、児童の福祉増進のため活動する他の社会的団体や組織と協力する。
3. 本会の名において、営利的・宗教的・政治的・その他本会の主旨にもとる活動を目的とする団体や事業に関係してはならない。
4. 会の運営は自主的なものであって、他の如何なる団体からも支配や干渉を受けない。
5. 学校の管理運営・教職員の人事には干渉しない。

第2章 会 員

第4条 本会の会員は、本校に在籍する児童の両親またはこれに代わる者（保護者）および、本校に勤務する校長・教頭・教職員とする。

第5条 会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第3章 役 員

(役員定数)

第6条 本会の役員は、会員から選び、次の通りとする。

1. 会長 1名 (保護者)
2. 副会長 若干名 (保護者)
3. 書記 若干名 (保護者若干名、教職員1名)
4. 会計 若干名 (保護者若干名、教職員1名)

(任期)

第7条 役員の任期は1年とする。ただし引き続き再任は差し支えない。

(任務)

第8条 役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は、本会の代表であって会務を総括し、すべての集会を招集し、委員会の正副委員長委員を委嘱し、かつ総会の決議事項について執行の責に任ずる。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はその代理をつとめる。
3. 書記は総会その他の集会の議事および全般の活動状況を記録、保管し総会、運営委員会の開催通知をする。

4. 会計は本会の予算を立案し、すべての金銭の収入、支出を正確に記録して、総会のつど報告し、年度末総会において会計監査の監査を経た決算を報告する。

第4章 総会

第9条 総会は本会の最高議決機関である。

第10条 総会は会員の5分の1（委任状を含む）以上の出席がなければならない。議決は出席者の多数決できめる。

第11条 総会は年2回以上とし、臨時総会は会長が必要と認めた時、または会員の5分の1以上の要求があった時に随時開くことができる。

第12条 次の事項は総会において審議し、承認をうけなければならない。

1. 役員及び会計監査の選出
2. 規約の改正
3. 予算案および事業計画
4. 会務および決算報告
5. その他重要な事項

第5章 役員会

第13条 役員会は会長が招集し、会の重要事項について審議し、その執行の任務にあたる。

第6章 運営委員会

第14条 運営委員会は本会の役員・各委員会の正副委員長および校長・教頭によって構成する。

第15条 運営委員会の任務は次の通りとする。

1. 各種委員会によって立案された事業計画並びに予算案を審議する。
2. 総会に提出する報告並びに議事・日程を作成する。
3. 必要ある場合に特別委員会を設ける。
4. 総会において委任せられた事項を処理する。

第16条 運営委員会は総会につぐ決議機関であり、必要に応じて開き、委員の過半数出席によって成立する。

第7章 委員会

第17条 委員会には、学年委員会、地区委員会、広報委員会、文化委員会、つながり委員会、放課後委員会をおく。委員会の名称の変更及び廃止する場合もある。

第18条 各委員会の委員は、会員により互選される。

第19条 各委員会は正副委員長、各行事リーダーと委員で構成する。

第20条 各委員会の任務は次の通りとする。

1. 学年委員会は学校行事を補佐し、児童達の安全とスムーズな進行を行うこととする。リサイクル活動を通じ、環境保全の意識の高揚を図ることとする。

2. 地区委員会は、各地区の会員と共に校外における児童の保護善導に努め、交通安全教育に協力し、会員の世話連絡等の任にあたる。なお児童の健全な育成のため、巡回補導にも努める。
3. 広報委員会は機関紙を発行し、広く内外にPTAの活動を知らせる。
4. 文化委員会は、児童の給食と校内の美化に関する事項について協力推進する。
5. つながり委員会は単発係を管理し、また青健協関係行事の活動を遂行する。
6. 放課後委員会は、放課後こども教室に参加する人数を集計し、地域ボランティアと協力しながら児童達の安全を見守るとともに、活動がスムーズに行えるように補佐をする。
7. 委員会の仕事内容については、変更する場合もある。

第21条 各委員会は、活動する場合に役員との連絡をはかる。

第22条 正副委員長及び各委員の任期は1年とし、再任を妨げない。転居その他止むを得ない事情の場合は、必要に応じ後任を選出する。ただし役員・正副委員長に限り、引継ぎなどの期間（4・5月）は、新・旧委員相互の協力体制で進めていく。

第23条 特定の目的を遂行するために、特別委員会を設けることができる。

第24条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取扱いや利用、管理については「個人情報取扱規則（方法）」に定め、適正に運用するものとする。

第8章 単発係

第25条 会員は行事活動に協力し、その遂行に努める。

第9章 会計

第26条 本会の経費は会費・寄付金をもって支弁する。

第27条 会費は1会員月額150円とし、1年分を2回に分割して納入する。

第28条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり 翌年3月末日に終わる。

第10章 会計監査

第29条 本会に会計監査2名をおく。

第30条 会計監査は当該年度の会計出納に関し時を定めて監査しその結果を総会において報告する。

第31条 会計監査の任期は1年とする。

第11章 改正

第32条 この規約は、運営委員会で審議し、総会において出席者の過半数以上の賛成を得て改正することができる。

付 則 1. この規約は、昭和44年9月25日より 施行する。

付 則 1. この規約は、昭和49年3月18日より 施行する。

付 則 1. この規約は、昭和52年3月16日より 施行する。

付 則 1. この規約は、昭和55年4月 1日より 施行する。

付 則 1. この規約は、昭和56年5月21日より 施行する。

付 則 1. この規約は、昭和58年5月24日より 施行する。

付 則 1. この規約は、昭和63年3月17日より 施行する。

付 則	1.	この規約は、平成 5年3月12日より 施行する。
付 則	1.	この規約は、平成 6年3月15日より 施行する。
付 則	1.	この規約は、平成12年3月 8日より 施行する。
付 則	1.	この規約は、平成13年3月 8日より 施行する。
付 則	1.	この規約は、平成15年3月12日より 施行する。
付 則	1.	この規約は、平成16年3月 9日より 施行する。
付 則	1.	この規約は、平成17年3月 8日より 施行する。
付 則	1.	この規則は、平成18年3月 9日より 施行する。
付 則	1.	この規則は、平成19年3月13日より 施行する。
付 則	1.	この規則は、平成20年6月22日より 施行する。
付 則	1.	この規則は、平成30年3月13日より 施行する。
付 則	1.	この規則は、平成30年6月17日より 施行する。

役員選挙細則

第1条 新役員の選出については現役員があたる。

第2条 現役員は新役員候補者を選定し、年度末総会の5日以前に告示する。なお、教職員より選出される役員は学校長に一任し、年度当初の総会において承認をうることできる。

第3条 前条の定めに拘わらず役員候補者として自ら立候補し若しくは本人の承諾を得て推薦することができる。但しこの場合は、総会の7日以前に文書をもって現役員に届出なければならない。

第4条 新役員は前条の総会において出席者の多数決で選出される。但し、定数以上の候補者がある場合は全会員の投票により選出される。

第5条 現役員は選挙事務の一切を行う。

第6条 前条により、選出された役員は、4月1日に就任する。役員に欠員が生じた時は、運営委員がこれを補充する。任期は前任者の残任期間とする。

第7条 この細則は、運営委員会で審議し総会において出席者の3分の2以上の賛成を得て改正することができる。

PTA慶弔規定

1. 見舞（教職員、児童）

（1）災害・・・・・・ 役員により協議

（2）負傷・病気・・・・ 役員により協議

＊ 負傷とは、通学途上や学校内にて発生し、1ヶ月以上の療養を要する公傷を対象とする。

＊ 病気とは、1ヶ月以上の入院、あるいは自宅療養を要するものを対象とする。

2. 弔事

（1）会員・児童の死亡・・・・・・ 5,000円と柩1対

（2）教職員の配偶者及び一親等（親子）・・・・・・ 5,000円と柩1対

＊ 会葬等については、その都度役員及び委員長において協議する。

3. 公傷（PTA行事における負傷）

（1）軽度の場合・・・・・・ 負傷した日の応急処置費（タクシー代、診断書、初診料等実費）

（2）重度の場合・・・・・・ 見舞金（役員により協議）

（1）は、主催した委員会の活動費より支出する。（2）は、総務費の交際費より支出する。

4. その他、重要事項については、その都度協議する。

PTAについて

【PTAとは・・・】 **P=保護者** と **T=教職員** で組織される **A=会** です。

【その活動は・・・】

① 学校教育への協力

② 会員相互の親睦や学習

③ 地域社会との連携を図る

【委員をする回数】

1人の児童につき2回（低学年1～3年時に1回・高学年4～6年時に1回）の委員をする。

委員をしていない年は単発係としてPTA活動に参加・協力する。

※ただし、1世帯につき会員数がお一人の場合は、委員をする回数は在学中1回とする。

※双子の児童に関しては、委員履歴は双子の児童どちら共につくものとする。

【PTA会費は・・・】

★ 1会員につき、**1ヶ月 ー□ 150円** です。

★ 保護者お二人の場合は、二□ 300円になります。

★ 一番上の兄弟姉妹の方から徴収します。

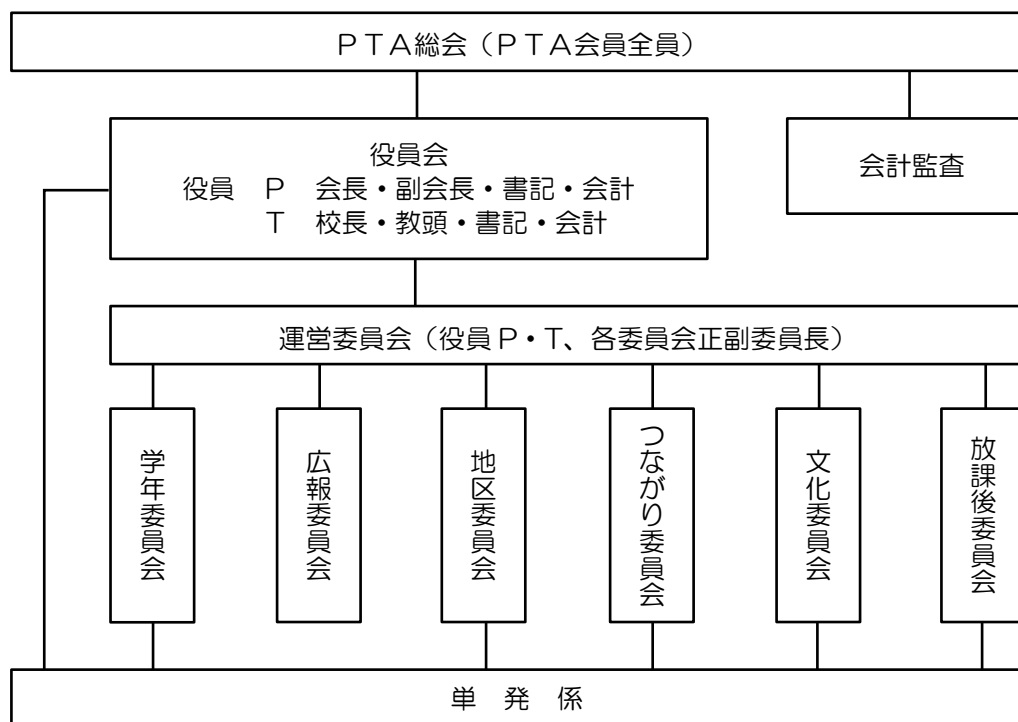
★ PTA会計で管理し、総会にて報告します。

★ **転出の方** …… 転出月は基本的には徴収します。

★ **転入の方** …… 転入月は基本的には徴収します。

但し、春休み中の転入は4月分から、夏休み中の転入は9月分から徴収します。

【PTA組織図】



PTA総会

- ★ 総会は、全会員が集まって構成するPTA最高の決定機関です。年2回以上の定時総会が開かれ、その他必要に応じて臨時総会が開かれます。
- ★ 年度初めの定時総会では、その年度の活動方針の決定、予算の承認などの重要な事項を決議します。
- ★ 年度末定時総会では、その年度に活動した委員会等の報告、PTA会計の報告、来年度役員の承認などをします。

役員会

- ★ 学校PTA全体にかかわる全ての重要事項の執行をします。
- ★ PTA全体として活動内容を円滑に遂行するため審議し、会務執行のための事務的な諸手続きや、PTA会費を管理します。
- ★ PTA窓口として関係機関との連絡、調整に当たります。

運営委員会

- ★ PTA総会に次ぐ決議機関です。
- ★ 年間活動の企画、予算案の作成、各委員会の活動運営など、PTAの心臓部として中心的な役割を果たします。
- ★ 各行事の担当リーダーは運営委員ではありませんが、必要に応じて当該行事の実施月には運営委員会に出席できます。

委員会

- ★ 委員会の活動方針、年間活動の企画、予算案の作成をします。
- ★ 委員会活動が円滑に運営されるために必要な審議を行います。

役員の仕事 ※役員としての履歴は在校児童の兄弟すべてにつくものとします。

1. P T A総会の企画・運営
2. 運営委員会開催（議案作成、議事進行、議事録作成）
3. 組織管理（委員会、登録カード）
4. P T A会費管理
5. 学校関係行事への協力
6. 関係機関への協力
 - ① 市P委員会(情報交換委員会、茨木市P T A大会)
 - ② 中津小学校区 青少年健全育成運動協議会（青健協）
 - ◎ 環境・浄化委員会 ◎ 啓発・広報委員会 ◎ 育成委員会
 - ③ 平田・東中学校区 青少年健全育成運動協議会（青健協）
 - ④ 公民館 ⑤ 中津コミュニティーセンター
7. その他（あいさつ運動書類作成・配布等）

会計監査の仕事 …… 主にP T A会計の監査。

委員会の主な仕事

- ※委員をする回数・・・1人の児童につき2回（低学年1～3年時に1回・高学年4～6年時に1回）
※各委員会は年度始めの委員会で委員長・副委員長を選出し、運営委員となります。（各委員会正副委員長経験者は、その児童の2回目の委員での正副委員長決めの際には免除の対象になります。）
*次に示す各委員会の仕事内容は、各委員会内で分担して行います。

【学年委員会】

1. リサイクル運動 …… 定期的に回収と提供を行います。
2. 運動会のお手伝い（2学期）…… 校内見回り・受付・掃除等（単発係の管理を含む）
3. 図書表紙かけ …… 学校図書にカバーフィルムをかけます。（単発係の管理を含む）

【広報委員会】

1. P T A新聞の製作・印刷・発行
2. 夏祭り・青少年まつり等の取材

【地区委員会】

1. 愛のパトロール …… 1年生の集団下校のお手伝い
2. 地域パトロール …… 毎月一回(当番制)・午後4時から校区見回り（単発係の管理を含む）
3. 地区別要点監視 …… 毎月7日(当番制) & 第3週目・通学時の児童見守り（単発係の管理を含む）
4. 町別児童会の集団下校の付き添い …… 避難訓練時に行われる町別児童会のサポート
5. 通学路実態調査 …… 通学路の危険箇所を調査し、市に報告
6. 「飛び出し人形」の製作・点検・設置 ……壊れた飛び出し人形の差し替え
7. 緊急時の集団下校の付き添い …… 自然災害・不審者等による緊急時
8. 夏祭りのパトロール(8月後半) …… 盆踊りの日の夜警

【つながり委員会】

1. 単発系の振り分け作業（年度初め）
2. 盆踊り大会 『PTAのお店』 の企画と運営（8月の土・日）・前日準備
3. 青少年まつり 『PTAのお店』 の企画と運営（1月後半の土）・前日準備
4. 中津小学校区 青少年健全育成運動協議会 協議委員として協力
 - ① 盆踊り大会 『焼きそば屋』（8月後半の土・日）・前日準備・後片付け
 - ② 青少年まつり 『おもちつき』（1月後半の土）・前日準備・後片付け（単発系の管理を含む）
 - ③ 上の①②の準備委員会に出席（各行事前に1回、午後7:00頃～）
 - ④ 青健協 協議委員総会に出席（5月・3月 午後7:00頃～）
5. 平田中学校区 青少年健全育成大会（単発系管理）

【文化委員会】

1. 給食試食会 …… 学校の栄養士の先生と共に企画、運営
2. 大掃除（各学期）…… 4階PTA室・和室・第2会議室の掃除（単発系の管理を含む）
3. 茨木市PTA大会（単発系管理）

【放課後委員会】

1. 放課後子ども教室のお手伝い、集計（単発系の管理を含む）

単発系の仕事 …… 委員をしていない年は、次の1～9の中から一つを担当

1. 地域パトロール …… 放課後、校区周辺の見回り
2. 要点監視 …… 登校時、児童の見守り
3. 大掃除 …… 4階PTA会議室、和室、第2会議室等の掃除
4. 図書表紙かけ …… 学校図書にビニールフィルムをかける。
5. 平田中学校区 青少年健全育成大会 …… 式典、講演会等
6. 青少年まつり 『PTAのお店・受付』 …… 1月後半 土曜日
7. 運動会のお手伝い
8. 茨木市PTA大会 …… 式典・講演会等
9. 放課後子ども教室のイベントお手伝い

あいさつ運動（全PTA会員にて当番制）

登校時に、校門前や通学路の危険箇所に立ち、児童に『おはようございます』のあいさつをする。
また下校時は、危険箇所に立つか、通学時のパトロールをする。

★ 年間通し 1児童 1回

校門前	8:00 ~ 8:25	※下校時は、左記時間帯の中の 可能な時間をお願いします。 ※都合が悪い時は、設定日の 他の日に行ってください。
桑田交差点	7:50 ~ 8:15	
イセキ前	7:50 ~ 8:15	
下校時	14:30 ~ 16:00	

登録カード

★ 登録カードは、より多くの皆さまにPTAの役員・委員を経験していただくために採用しています。

個人情報取扱規則

(目的)

第1条 茨木市立中津小学校 PTA(以下、「本会」という)が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA 役員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真及びその他の個人情報データベース(以下、単に「個人情報データベース」という。)の 取扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、PTA 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベース取扱者は、学校・役員・各委員会委員長とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 会費集金、管理
- (2) その他の文書の送付
- (3) 役員・会計監査・会員・常任委員・登校班等の名簿の作成
- (4) 委員選出、並びに本部役員等の推薦活動
- (5) 広報誌、会報誌、PTA ホームページへの掲載

(利用目的による制限)

第8条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報の管理又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者の指示により、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第10条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または生徒の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第12条 本会は、個人情報を第三者(第11条第1号から第4号の場合及び府、市役所を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 提供する対象者の氏名
- 3 提供する情報の項目
- 4 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条 第三者(第11条第1号から第4号の場合及び府、市役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 第三者が個人情報を取得した経緯
- 3 提供を受ける対象者の氏名
- 4 提供を受ける情報の項目
- 5 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報の開示)

第14条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第15条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第16条 本会は、役員・常任委員長・会員・常任委員に対して、定期的に、個人データの取り扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第17条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第18条 本会の「茨木市立中津小学校PTA 個人情報取扱規則」は、理事会(役員会・運営委員会)において改正する。

附則

本規則は、平成30年6月17日より施行する。